

## 海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2018 年 4 月）傍聴

日 時： 2018 年 4 月 24 日（火）、25 日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 和田 夢斗

## IASB 会議（2018 年 4 月）傍聴報告

日時：2018 年 4 月 24 日（火）、25 日（水）

スケジュール：別紙を参照

場所：ロンドン IASB 本部

2018 年 4 月 24 日、25 日に、英国ロンドンの IFRS 財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催され、以下の論点が議論された。

- 基本財務諸表
- 共通支配下の企業結合
- のれん及び減損
- 動的リスク管理
- 開示に関する取組み
- IFRS 基準における適用上の論点

### 【4 月 24 日（火）】

#### 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

##### （背景）

IASB は、基本財務諸表に関して、財務業績の計算書の構成、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書の変更の必要性を検討して、ディスカッション・ペーパー又は公開草案を公表するためのリサーチ・プロジェクトを進めている。2018 年 2 月までの IASB ボード会議での検討を踏まえて、経営者業績指標（MPM）に関する要求事項の明確化及び本プロジェクトの範囲に含まれる他のトピックについて議論を継続する予定とされていた。

##### （今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、過去の IASB ボード会議、特に 2017 年 11 月から 2018 年 2 月の IASB ボード会議における議論を踏まえ、次の論点について議論が行われた。

- (1) 経営者業績指標に関する要求事項の明確化
- (2) 経営者が定義した調整後 1 株当たり利益（調整後 EPS）

##### （主な暫定決定事項）

##### (1) 経営者業績指標に関する要求事項の明確化

IASB は、条件付きで次のことを暫定的に決定した。その条件とは、経営者業績指標

は、財務業績のより良い観点を提供するのではなく、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 81A 項で要求されている小計及び合計を補足する追加的な情報を提供するものであることを文案作成において明確化することである。

① すべての企業は、経営者の観点で、利用者に企業の財務業績を伝える利益又は包括利益の指標（1 つ又は複数）を識別しなければならない。この指標は次のようなものであろう。

（ア）多くの場合、IAS 第 1 号の第 81A 項<sup>1</sup>で要求されている小計又は合計である。  
その場合には、企業はこの指標を識別しなければならない。

（イ）場合によっては、IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている小計又は合計ではないが、それらの小計又は合計を補足する指標として経営者が識別したものである。そのような指標は、経営者業績指標である。

② 下記の要求事項が、上記①（イ）に記述した経営者業績指標に適用される。

（ア）当該指標と IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている最も直接的に比較可能な小計又は合計との間の調整表<sup>2</sup>を注記に示す。

（イ）当該指標には、利用者の誤解を招かないように明瞭かつ理解可能な名称を付ける。

（ウ）下記の開示が、2018 年 1 月の IASB ボード会議で IASB が要求すると暫定的に決定した開示に加えて要求される。

a. 当該指標が企業の財務業績に関する有用な情報をどのように提供するのかの説明

b. 当該指標は企業の財務業績についての経営者の観点を提供するものであり、他の企業が提供している指標とは必ずしも比較可能ではない旨の記述

これらの提案の目的上、IAS 第 1 号の第 81A 項には、同項における既存の小計と、本プロジェクトの一環として開発された新たな小計の提案<sup>3</sup>（例えば、投資・財務・税金前

---

<sup>1</sup> IAS 第 1 号第 81A 項：純損益及びその他の包括利益計算書（包括利益計算書）は、純損益の部及びその他の包括利益の部に加えて、次の事項を表示しなければならない。

（a）純損益

（b）その他の包括利益の合計

（c）当期の包括利益（純損益とその他の包括利益の合計額）

企業が独立の純損益計算書を表示する場合には、包括利益を表示する計算書には純損益の部を表示しない。

<sup>2</sup> 別紙 2 においてスタッフが提案した調整表の例を示している。

<sup>3</sup> 本プロジェクトの一環として開発された新たな小計の提案は具体的に以下となる。

- 事業利益 (business profit)
- 財務・投資・税金前利益 (profit before financing, investing and tax)
- 財務・税金前利益 (profit before financing and tax)

利益）が含まれる。

この暫定的決定は、2017 年 12 月と 2018 年 1 月に行われた IASB の暫定的決定を更新するものである。この暫定的決定は、経営者業績指標に関する注記における開示要求のみを記述している。したがって、この暫定的決定は、IAS 第 1 号の第 85 項<sup>4</sup>から第 85A<sup>5</sup>項に従った財務業績の計算書における追加的な小計の表示には影響を与えない。

IASB は、②(ア)に記述した調整表を財務業績の計算書の下に示すのではなく、注記において開示することを要求するという 2018 年 1 月の暫定的決定を再確認した。

## (2) 経営者が定義した調整後 1 株当たり利益（調整後 EPS）

IASB は、企業が経営者業績指標を識別する場合に次のことを要求されると暫定的に決定した。

- ① 注記において、当該経営者業績指標と整合的に計算された調整後 EPS を開示する。調整後 EPS の分子を計算するために、企業は経営者業績指標に下記の調整を加えなければならない、他の調整を加えてはならない。
  - (ア) IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている最も直接的に比較可能な小計又は合計（すなわち、前記の経営者業績指標に関する要求事項の明確化における暫定的決定②（ア）における経営者業績指標の調整表のために使用した小計又は合計）と親会社の普通株主に帰属する純損益（すなわち、EPS の分子）との間のすべての収益又は費用を加算又は減算する。
  - (イ) 経営者業績指標が税引前及び／又は非支配持分控除前の指標である場合には、経営者業績指標と IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている最も直接的に比較可能な小計又は合計との間の差異に係る税金及び／又は非支配持分の影響についてさらに調整を行う。
- ② 調整後 EPS の分子と EPS の分子との差異のそれぞれについて、税金及び非支配持分の影響を区分して開示する。
- ③ 企業が調整後 EPS を財務業績の計算書において表示することを禁止する。
- ④ 企業が他の調整後 EPS を開示することを引き続き認める。

企業が複数の経営者業績指標を識別する場合には、上記の要求事項がすべての経営者

<sup>4</sup> IAS 第 1 号第 85 項: 企業は、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目（第 82 項に列挙した表示項目の分解を含む）、見出し及び小計を、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に表示しなければならない。

<sup>5</sup> IAS 第 1 号第 85A 項: 企業が第 85 項に従って小計を表示する場合には、当該小計は次のようなものとしなければならない。

- (a) IFRS に従って認識及び測定が行われている金額からなる表示項目で構成される。
- (b) 当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示して名称を付す。
- (c) 第 45 項に従って期間ごとの継続性がある。
- (d) 純損益及びその他の包括利益の計算書について IFRS で要求している小計及び合計よりも目立つ表示はしない。

業績指標に適用される。しかし、IASB は、複数の調整後 EPS に関する開示の免除を設ける方法を考慮する提案を今後の会議に提出するようスタッフに依頼した。

**（今後の予定）**

IASB は、今後の会議で本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を継続する予定である。

**共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）**

**（背景）**

2014 年 6 月の IASB ボード会議において、IASB は、共通支配下の企業結合（Business Combinations under Common Control; BCUCC）に関するリサーチ・プロジェクトの範囲を議論し、次の項目について検討すべきであると暫定的に決定した。

- BCUCC のうち、IFRS 第 3 号の範囲から現在除外されているもの
- グループ再編
- BCUCC の記述を明確化する必要性（共通支配の意味を含む。）

また、IASB は、第三者が関与している取引（例えば、新規株式公開に備えて行われた取引）の検討を優先することを暫定的に決定した。これは証券規制機関にとって特に関心のある領域である。2018 年 2 月の IASB ボード会議では、BCUCC プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法について議論され、その後の IASB ボード会議において当該プロジェクトの範囲内の取引の会計処理方法についての議論を継続する予定であるとされていた。

**（今回の会議で議論された主な論点）**

今回の会議では、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の一部についてスタッフが現在開発している 2 つの代替的なアプローチについて議論した。

**（主な暫定決定事項）**

IASB は何も決定を求められなかった。

**（今後の予定）**

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法に関する議論を今後の会議で継続する予定である。

**【4 月 25 日（水）】**

**のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）**

**（背景）**

IASB は、2015 年 9 月以降、継続して本議題について議論している。2018 年 1 月の IASB ボード会議においては、使用価値の計算の簡素化に関する検討が行われており、次回以降の IASB ボード会議において、一部の無形資産を企業結合で取得したのれんに含めることを検討すべきかどうかの議論及び本プロジェクトの次の段階をディスカッション・ペーパーとすべきか公開草案とすべきかを決定するための議論を行う予定とされていた。

**（今回の会議で議論された主な論点）**

今回の会議では、次の論点について議論が行われた。

- (1) 企業結合で取得した識別可能な無形資産をのれんに含めることを認めるアプローチ
- (2) リサーチ・プロジェクトにおける次の段階

**（主な暫定決定事項）**

- (1) 企業結合で取得した識別可能な無形資産をのれんに含めることを認めるアプローチ

IASB は企業結合で取得した識別可能な無形資産をのれんに含めることを認めることは検討しないと決定した。

- (2) リサーチ・プロジェクトにおける次の段階

IASB は、このリサーチ・プロジェクトにおける次の段階をディスカッション・ペーパーとすべきか公開草案とすべきかを議論した。IASB はこの問題について決定を行わなかった。IASB が協議文書の形式を決定できるようにするため、IASB はスタッフに次のことを依頼した。

- ① 資金生成単位（又は単位のグループ）の未認識のヘッドルームをのれんの減損テストにおける追加的なインプットとして使用することの便益とコストに関して的を絞ったフィードバックを求めるため、情報要請などの文書を開発することの利点と欠点を評価すること
- ② 下記の事項の一部又は全部について審議会が公開草案を開発し公表することを可能にするために必要となる作業の範囲を識別すること

（ア）IAS 第 36 号「資産の減損」から下記を削除すること

- a. 使用価値の計算から、将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から発生すると見込まれるキャッシュ・フローを除外するという制約
- b. 使用価値を計算する際に税引前のインプットを使用するという要求

（イ）下記を開示する要求を追加すること

- a. 各年度において、のれんが減損テストのために配分されている資金生成単位（又は単位のグループ）のヘッドルームに関する情報
- b. 各年度において、過去の企業結合ごとののれんの内訳（のれんの帳簿価額が回収可能である理由を説明）
- c. 企業結合が生じた年度において、企業結合で取得した正味の識別可能資産の価値を超過するプレミアムを支払った理由、購入対価の根拠となった主要な仮定又は目標。また、その後の各年度において、実際の業績と当該仮定又は目標との比較

#### （今後の予定）

今後の会議で、スタッフは次のステップについての分析を提示する予定である。

### 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

#### （背景）

IASB は、2010 年後半から、動的に管理されるポートフォリオに対して、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、動的リスク管理の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを進めている。IASB は、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」を公表したものの、2015 年 7 月の IASB ボード会議において、2 回目のディスカッション・ペーパーの公表を目標とすることを暫定的に決定した。

2018 年 3 月の IASB ボード会議では「目標プロファイル」（資産プロファイルを構成する資産から生じるキャッシュ・フローに関する望ましいプロファイル。経営者の金利リスク管理によって決定される。）の基本的な考え方について議論がなされ暫定的に決定されている。そのうえで、4 月の IASB ボード会議において、目標プロファイルの中の適格要件及びモデルの動的性質について議論する予定とされていた。

#### （今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、次の論点について議論した。

- (1) 目標プロファイル：指定及び適格要件
- (2) ポートフォリオの動的性質

#### （主な暫定決定事）

##### (1) 目標プロファイル：指定及び適格要件

IASB は目標プロファイルへの適格要件の適用について、目標プロファイルの中の項目の指定及び文書化の要求事項とともに議論した。IASB は次のようなモデルの開発をスタッフが継続すべきであると暫定的に決定した。

- ① 目標プロファイルを決定するために使用される項目の適格要件を設定する。
- ② ポートフォリオの指定を認める。
- ③ 定義された要件を満たす場合に、ポートフォリオの一定割合の指定を認める。
- ④ 任意の指定解除を禁止する。
- ⑤ 所定の事象が生じた場合に、指定解除を要求する。
- ⑥ 目標プロファイルを決定するために使用される項目の正式な文書化を要求する。

コア要求払預金に関して、スタッフは、下記の適格要件が満たされる場合には、モデルの中で金融負債を要求払預金として扱うことができると提案した。

- 要求払の特徴を有している。かつ、
- 市場金利の変動による金利改定が行われない。

さらに、IASB メンバーは、コア要求払預金の名目金額とそれらの期日は、合理的で裏付け可能な情報に基づいていなければならないと記述した要件を追加するようスタッフに指示した。

また、IASB メンバーは、金融負債が要求払預金であるためには、支払う金利は発行者の裁量でのみ変更することができ、発行者は市場金利が変化した場合に支払う金利を変更する契約上の義務がないことを明確化するようスタッフに指示した。

## **(2) ポートフォリオの動的性質**

一連の仮想的シナリオを通じて、審議会は、ポートフォリオの動的性質が、動的风险管理の会計モデルにおいて資産と目標プロファイルの両方にどのように影響を与えるのかを議論した。審議会は、ポートフォリオの動的性質が資産と目標プロファイルとの間の相互関係にどのように影響を与えるのかについても議論した。

IASB は何も決定を行わなかった。

## **(今後の予定)**

今後の会議で、スタッフは、動的风险管理の目的で使用されるデリバティブ金融商品について議論し、業績評価に関する議論を開始する予定である。

## **開示に関する取組み-「重要性がある」の定義（アジェンダ・ペーパー 11）**

### **(背景)**

IASB は、2017 年 9 月に公開草案『「重要性がある」の定義』（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）を公表した、コメント期限は 2018 年 1 月 15 日であった。

### **(今回の会議で議論された主な論点)**

今回の会議では、IASB スタッフより、公開草案に対して寄せられたコメントの概要

が紹介され、議論された。

**（主な暫定決定事項）**

今回の会議では、暫定決定等は行われなかった。

**（今後の予定）**

IASB は、今後のボード会議で公開草案における提案を再審議する予定である。

**IFRS 基準における適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）**

**（背景）**

IFRS 解釈指針委員会は 2018 年 1 月と 3 月の会議において、次の項目に関する非常に個別的な事実パターンの質問を受け、議論を行った。この会議の詳細は IFRIC Update で公表された。

- 不動産契約における収益認識
- 土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識
- 現在までに完了した履行に対する支払いを受ける権利

**（今回の会議で議論された主な論点）**

今回の会議では、IFRS 解釈指針委員会が受けた質問（非常に個別的な事実パターンに関わる質問を含む）に対応する方法に関しての最近の IFRS 解釈指針委員会の議論についてのアップデートを受けた。

**（主な暫定決定事項）**

IASB は、何も決定を求められなかった。

**（今後の予定）**

特になし。

以 上

## 別紙 1 スケジュール

4 月 24 日（火）

| 時間（予定）      | アジェンダ項目                                |
|-------------|----------------------------------------|
| 14:00-16:00 | 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 120 分→120 分）   |
| 16:00-16:15 | 休憩                                     |
| 16:15-17:45 | 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）（予定 90 分→80 分） |

4 月 25 日（水）

| 時間（予定）      | アジェンダ項目                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| 9:00-10:30  | のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定 90 分→115 分）                   |
| 10:30-10:45 | 休憩                                                    |
| 10:45-12:15 | 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）（予定 90 分→60 分）                    |
| 12:15-13:00 | 昼食                                                    |
| 13:00-13:45 | 開示に関する取組み-「重要性がある」の定義（アジェンダ・ペーパー11）<br>（予定 45 分→40 分） |
| 13:45-14:15 | IFRS 基準における適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）（予定 30 分<br>→20 分）     |

以 上

別紙 2 基本財務諸表のアジェンダペーパーにおいて、スタッフが示している  
経営者業績指標と調整後 EPS の調整表の例

|                                                                     |       | Adjustments to reach MPM |                             |                              |             |
|---------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|
|                                                                     | IFRS  | Restructuring charges    | Amortisation of intangibles | Share-based payment expenses | Adjusted    |
| Profit before investing, financing and tax                          | 1000  | 300                      | 200                         | 450                          | <b>1950</b> |
| Income/expenses from investments                                    | 100   |                          |                             |                              | 100         |
| Finance income/expenses                                             | (100) |                          |                             |                              | (100)       |
| Income tax                                                          | (160) | (32)                     | (0)                         | (45)                         | (237)       |
| NCI                                                                 | (40)  | (0)                      | (10)                        | (9)                          | (59)        |
| Profit attributable to ordinary equity holders of the parent entity | 800   | 268                      | 190                         | 396                          | 1654        |
| EPS                                                                 | 0.080 | 0.027                    | 0.019                       | 0.039                        | 0.165       |

以 上